

「介護保険法に基づく指定居宅サービスに関する  
指定訪問看護・指定介護予防訪問看護」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第8条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを説明するものです。

◆ 目 次 ◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業の目的と事業の運営方針	2
4. 営業日と営業時間	3
5. 職員の体制	3
6. サービス内容及び利用	3
7. 利用料金の負担	3
8. 訪問看護・介護予防訪問看護計画書の作成及び交付	4
9. 緊急時の対応	4
10. 虐待の防止	4
11. 身体的等拘束	5
12. 業務継続計画の策定等	5
13. 衛生管理等	5
14. ハラスメント防止	5
15. 守秘義務及び個人情報の保護	6
16. 相談、要望、苦情等の受付	6
17. 事故発生時の対応	7
18. 賠償責任	7
別紙<サービス費：訪問看護（要介護の方）>	8
<サービス費：介護予防訪問看護（要支援の方）>	10

一般社団法人 諫早医師会  
諫早医師会訪問看護ステーション「たんぽぽ」

### 1. 事業者

名称	一般社団法人 諫早医師会
所在地	諫早市永昌町23-23
電話番号	0957-25-2111
代表者名	会長 満岡 渉
設立年月日	昭和23年2月

### 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅サービス訪問看護、介護予防訪問看護
事業所の名称	諫早医師会訪問看護ステーション「たんぼぼ」
事業所の所在地	〒854-0003 諫早市泉町23番3号
電話番号	0957-22-1040
介護保険指定番号	4260490018
管理者氏名	近藤 祐子
事業実施地域	諫早市 但し、他地域の利用者及び関係機関等から要請があればこの限りではない
開設年月日	平成8年9月1日

### 3. 事業の目的と事業の運営方針

事業の目的	在宅療養者を訪問し、療養上の世話又は必要な診療補助を行うとともに、医療、保健、福祉との連携を図り、高齢社会における要介護者の医療及び福祉の向上に資することを目的とします
事業の運営方針	(1) 主治医の指示により、看護師等が家庭を訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方が安心して在宅療養が続けられるように症状に応じた適切な看護を提供します (2) 介護保険法関連法令に従い、可能な限り、居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な介護サービス等の提供をします

#### 4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで、ただし8月15日及び12月29日から1月3日までと国民の祝日を除く
営業時間	月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで
24時間、利用者又はその家族からの電話等に常時対応し、必要に応じて緊急時訪問看護を提供します	

#### 5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1		訪問看護と兼務
看護師	3(管理者1名含む)	5	訪問看護
理学療法士		1	訪問リハビリ

#### 6. サービス内容及び利用

- (1) サービスの利用に当たっては、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます
- (2) 主治医と密接な連携のもとに医学的管理に基づいて訪問看護、介護予防訪問看護をします。また、ご家族等への介護支援の相談、病状の観察、清拭・洗髪、床ずれの予防と処置、食事（栄養）指導管理、排泄の介助・管理、医師の指示による診療の補助等を行います。
- (3) 利用者の記録や情報の管理、開示  
利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。
- (4) 利用者は事業者が契約内容に違反行為を行った場合は、直ちに契約を解除することができます。  
事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、事前に理由を示した文書で通知することにより、契約を解除することもあります。

#### 7. 利用料金の負担

- (1) サービス利用にかかる利用者負担金  
介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護保険負担割合証に基づき利用者負担金となります。ただし、介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。
- (2) 利用予定の取り消し料  
利用予定日の前に利用者の都合により、サービスの利用を変更する場合は、サービス実施日の前日午後5時までに申し出てください。  
もし、利用予定の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合は、取消料として、1,000円（消費税込）をいただきます。

- (3) 通常の訪問時間が 90 分超えた場合は、訪問料として 30 分あたり 1,000 円（消費税込）をいただきます。
- (4) 家族から死後の処置の依頼があった場合は、処置料として 20,000 円（消費税込）をいただきます。
- (5) 上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書説明した上で、支払いに同意をいただきます。

## 8. 訪問看護・介護予防訪問看護計画書の作成及び交付

- (1) 訪問看護・介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載します。
- (2) 計画書に記載する主要な事項については、利用者又はそのご家族に対して説明し、その同意をいただきます。また、同計画書は利用者の方に交付します。

## 9. 緊急時の対応

看護師等はサービス提供中に、利用者の症状及び心身の状態が急変、その他緊急事態が生じた時は、直ちに主治医に連絡し、主治医の指示に基づき必要な処置を講じます。主治医への連絡が困難な場合には、予め指定された医療機関への連絡あるいは救急搬送等の必要な処置を講じます。

2. 看護師等は前項の処置を講じた場合は、速やかに管理者及び主治医並びにご家族に報告します。
3. 24 時間、利用者又はその家族からの電話等に常時対応し、必要に応じて緊急時訪問看護を提供します

## 10. 虐待の防止

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者・担当者を選定しています。  
責任者：事務局長 今 里 良 二  
担当者：管 理 者 近 藤 祐 子
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のため指針を整備しています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します

## 11. 身体的拘束等

サービスの提供にあたっては、当該利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は禁止しています

ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及びことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、利用者本人またはご家族への説明同意を得た上で、必要最低限の身体拘束等を行うことがあります。

- ①切迫性：利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

## 12. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護・指定予防訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要時応じて業務継続計画の変更を行います。

## 13. 衛生管理等

職員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行い、事業所において感染症が発生、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 14. ハラスメント防止

適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な

措置を講じます。

### 15. 守秘義務及び個人情報の保護

職員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密は、正当な理由なく外には漏らしません。

2. 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者及びそのご家族の秘密は漏らしません。
3. 事業者が得た利用者及び家族の個人情報については、事業所での介護サービス以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者及びご家族の同意を、あらかじめ書面により得ます

### 16. 相談、要望、苦情等の受付

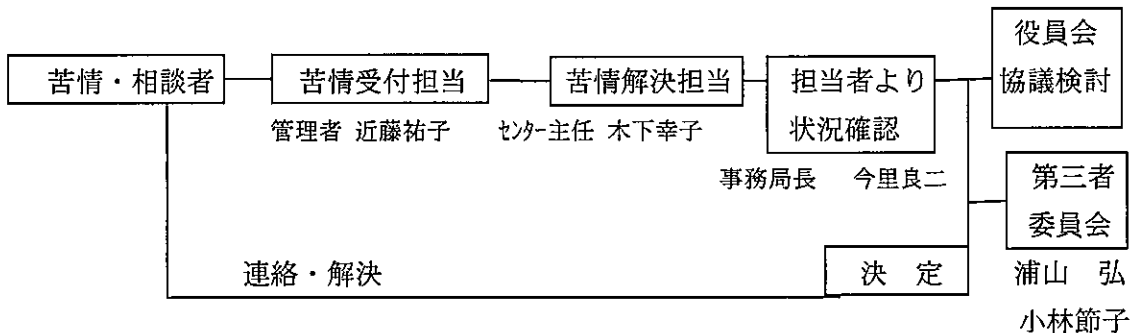
サービスに対する相談、要望、苦情や利用者の記録等の情報開示の請求は、次のサービス相談窓口で受け付けます。

#### 《 サービス相談窓口 》

担当者 諫早医師会訪問看護ステーション「たんぽぽ」 管理者 近藤祐子  
電話 0957-22-1040 (月～金 9時～17時)  
FAX 0957-24-1063

苦情があった場合は、利用者等から事情をきき、苦情等の内容を把握し、下記の苦情対応手順により、協議検討のうえ適切に対応します。また、苦情の内容によっては、諫早市や関係機関と連絡をとり、必要な対応を行います。

#### 苦情対応手順書



浦山 弘：諫早市下大渡野町 1285 TEL：0957-26-1987

小林節子：諫早市西小路町 784 TEL：0957-22-1672

#### 《 当事業所以外の相談窓口 》

諫早市介護保険課 0957-22-2359

長崎県国民健康保険団体連合会

介護保険課 095-826-7293

## 17. 事故発生時の対応

利用者へサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに主治医、利用者の家族及び関係機関等に連絡するとともに、下記事故発生時対応手順により必要な処置を講じます。

### 事故発生時対応手順

事故発生→担当者→処理責任者→事故状況把握→対応→報告→  
協議、検討→確認→解決

## 18. 賠償責任

事業者はサービス提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合は、利用者及びご家族と協議のうえ、その損害に応じます。ただし、利用者及びそのご家族に重大な過失がある場合は、この限りではありません。

## 別紙

## ※指定訪問看護（要介護1～5の方）

## ＜サービス費＞

- ・介護保険負担割合証に基づき利用者負担金となります。

## I. 【サービス費】

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	訪問リハビリ (20以上40分未満)
訪問看護	4,710円	8,230円	11,280円	5,880円

※ 早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%増し、

深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

※ PT（理学療法士）は、20分以上40分未満で訪問。

## II. 【加算料金】

項目	金額	内容
緊急時訪問看護加算	6,000円	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて、緊急時訪問を行う体制をとっている場合。
特別管理加算（I）	5,000円	悪性腫瘍、気管切開、気管カニューレ、留置カテーテルの管理が必要な方
特別管理加算（II）	2,500円	上記以外の医療的指導・管理が必要な状態の方
長時間訪問看護加算	3,000円	特別管理加算の対象者について、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合。
複数名訪問加算	30分未満	同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、利用者やその家族等の同意を得ている場合。
	30分以上	



ターミナルケア加算	25,000円	主治医との連携の下に、「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、対応した場合。
初回加算（Ⅰ）	3,500円	新規に訪問看護計画を作成し、退院した日に訪問看護を提供した場合。
初回加算（Ⅱ）	3,000円	新規に訪問看護計画を作成し、退院した翌日以降に訪問看護を提供した場合。
退院時共同指導加算	6,000円	病院や老人保健施設に入院または入所中の利用者に対して、主治医と連携をして退院後の生活に必要な指導を行い、その内容を提供した場合。
中山間地域等提供加算	所定単位数の5%加算	事業所が通常の事業実施地域を越えて中山間地域等に居住する利用者サービスを提供した場合。

## 別紙

## ※指定介護予防訪問看護（要支援1、2の方）

## ＜サービス費＞

- ・介護保険負担割合証に基づき利用者負担金となります。

## I. 【サービス費】

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	訪問リハビリ (20分以上40分未満)
訪問看護	4,510円	7,940円	10,900円	5,680円

※ 早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%増し、

深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

※ PT（理学療法士）は、20分以上40分未満で訪問。

## II. 【加算料金】

項目	金額	内容
緊急時訪問看護加算	6,000円	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて、緊急時訪問を行う体制をとっている場合。
特別管理加算（Ⅰ）	5,000円	悪性腫瘍、気管切開、気管カニューレ、留置カテーテルの管理が必要な方
特別管理加算（Ⅱ）	2,500円	上記以外の医療的指導・管理が必要な状態の方
長時間訪問看護加算	3,000円	特別管理加算の対象者について、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合。

複数名訪問加算	30分未満	2,540円	同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、利用者やその家族等の同意を得ている場合。
	30分以上	4,020円	
初回加算（Ⅰ）		3,500円	新規に訪問看護計画を作成し、退院した日に訪問看護を提供した場合。
初回加算（Ⅱ）		3,000円	新規に訪問看護計画を作成し、退院した翌日以降に訪問看護を提供した場合。
退院時共同指導加算		6,000円	病院や老人保健施設に入院または入所中の利用者に対して、主治医と連携をして退院後の生活に必要な指導を行い、その内容を提供した場合。
中山間地域等提供加算		所定単位数の 5%加算	事業所が通常の事業実施地域を越えて中山間地域等に居住する利用者にサービスを提供した場合。

# 同意書

令和 年 月 日

利用者へのサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

諫早医師会訪問看護ステーション「たんぽぽ」

管理者 近藤 祐子

説明者 印

私は、本書面の交付を受けるとともに、本書面に基づいて、事業所からの重要事項の説明を受け、サービスの提供の開始に同意し、一部受領しました。

利用者 住所

氏名 印

家族 住所

氏名 印